

板橋区立若木小学校 いじめ防止基本方針

1 目標

みんなの権利・人権が保障され、全員にその意識が定着し、心身共に健康な児童を育成する。

2 基本理念

いじめは、いじめられる児童生徒の心身を大きく傷つけ、健全な成長に影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から些細な兆候をも見逃さないように努めるとともに、学校全体に対応していく。また、いじめはもちろん、はやしたてたり、傍観したりすることも絶対に許すことはできないという強い姿勢で指導していく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心して安全に生活することができる場であるべきではない。児童一人一人がかけがえのない存在として大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合い、支え合うことのできる人間関係を築き、集団の一員としての自覚と自信をもつことができる学校づくりに取り組んでいく。

いじめは、人権侵害となる行為であることを認識し、学校全体で指導をじっくり継続し、心身ともに仲間と成長することができる学校づくりを進めていく。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童などに対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

4 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめは、どの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全教職員が以下に示す、いじめの基本認識をしっかりともち、組織的かつ計画的にいじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む。

いじめの基本認識

- *いじめは、人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと。
- *いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと。
- *いじめ問題は学校のあり方が問われる問題であること。
- *いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えは間違っている。
- *いじめはどの児童、学校にも起こりうるものであること。
- *いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- *関係者が一体となって取り組むことが必要であること。
- *いじめ問題は、家庭との連携・協力が不可欠な問題であること。

いじめの具体的態様

- *冷やかしやからかい。 *悪口や脅し文句。
- *理由なくぶたれたり蹴られたり叩かれたりする。
- *物を隠されたり壊されたり捨てられたりする。
- *嫌がることや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- *金品をたかられる。 *仲間外れや無視をされる。
- *遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- *パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。

など

5 いじめの未然防止

未然防止の基本は、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に参加し、活躍することができる学校づくりを進めていくことから始まる。

(1) いじめ防止のための授業改善

○分かる授業、楽しい授業に向けて、授業改善を図る。

- ・全ての児童が主体的に授業に参加し活動することができるような授業改善を図る。
- ・児童同士が互いの考えを尊重し合い、安心して意見を述べ合い、学び合う授業を目指す。
- ・教科、単元の観点からだけでなく、児童指導の観点からの授業を組み立てていく。
- ・教員自身も授業を公開し合い、参観し合う機会をもつ。

(2) 友人関係・集団づくり・社会性の育成

①いじめが起こりにくい集団づくり

○教職員と児童との信頼関係づくり

- ・児童のよさや頑張り、行動や心情の変化、その背景に目を向けた児童理解に努める。
- ・どの児童に対しても、人間として尊重する態度で接する。
- ・悩みや不安を抱える児童には共感的に関わり、自信をもつことができるような助言、援助に努める。

○児童同士の望ましい人間関係づくり

- ・学ぶ楽しさを感じる授業を積み重ねることにより、自己肯定感を高めていく。
- ・授業において、自分と異なる意見や間違った意見を大切にし、そこから学び合う姿勢を育む。
- ・日常的にいじめ問題にふれ、「いじめは許されない」ということを児童一人一人の心に刻み込むことができるような指導を積み重ねていく。
- ・縦割り班などの異学年交流の場を通して、思いやりの心を育むことができるようにする。
- ・学年、学級活動において、自主的、自治的活動を多く取り入れることにより、生活上の諸問題も自らの力で解決しようとする意欲や解決できる力を育む。
- ・集団としての一体感や、連帯感をもつことができるような活動を工夫する。
- ・友達同士認め合う活動を進める。

- ・学校生活の場面を取り上げ、こういう場面ではどのように行動したり、言葉を掛けたりすればよいのかを考える、人間関係づくりのスキルを進める。
- ・「セーフティ教室」を実施し、安全にインターネットや携帯電話を使用することができる力を身に付けさせる。

②道徳教育の推進

- ・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むことにつながるような道徳の授業を工夫していく。
- ・心の通い合う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うような指導を進める。
- ・学校公開の際に道徳の授業を公開し、保護者、地域の方々にも共通理解を得ることができるようにする。
- ・児童自身がいじめについて考え、いじめをなくそうとする態度を育むことができるようにする。

③児童自身の自主的活動の場の設定

- ・飼育、栽培などの「命の大切さを実感させる体験活動」や、縦割り班活動などの「思いやりの心を育てる活動」を取り入れる。
- ・「若木まつり」「運動会」「学芸会」などを通して、みんなで創り上げていく楽しさや、成功させるために互いに高め合うことなどの大切さについて考えることができるようにする。

④学校内における教職員の連携

- ・児童に関する情報の共有化を図り、児童の実態に合った適切な指導、支援ができるようにする。
- ・「分かる授業」「楽しい授業」「主体的に学び合う授業」づくりを目指し、授業公開し合う。
- ・木曜日の夕会、IMF委員会（いじめ・問題行動・不登校対策委員会）、職員会議などの情報交換の場を有効活用する。

◆ IMF委員会（いじめ・問題行動・不登校対策委員会）

- ・学校長、副校長、各学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭（必要に応じて担任）
- ・月1回開催
- ・学年の児童の様子を情報交換し合う。養護教諭がまとめ、後日全職員に報告。SCもその週に対応

◆ ケース委員会

- ・学校長、副校長、学年
- ・必要に応じて開催
- ・学級、学年の状況を報告し合い、対応策を相談する。

- ・年度初めに、児童の情報や指導過程などを確実に引き継ぎ、継続的な指導を実施する。
- ・学級内だけでなく、学年全体、学校全体で児童を見守り育てていこうとする意識を共有する。

⑤家庭や地域への啓発及び学校・家庭・地域・関係機関との連携

○保育園・幼稚園・中学校の「学びのエリア」の連携

- ・保幼小中の連携を通して、中学校生活に向けての12（11）年間を見通した指導の確立に努める。
- ・保育園・幼稚園との交流会を行い、子供の様子を把握し、その後の指導に生かす。

○家庭・地域との連携

- ・学校便り、学年・学級便りを通して、教育方針や児童の様子について家庭や地域に発信する。
- ・保護者会や個人面談、PTA連絡会などを通して学校や学級の取組を伝え、保護者からの情報も受け、取組への協力を得る。
- ・児童個票や家庭訪問により、家庭環境の理解に努める。

○関係機関との連携

- ・教育委員会、あいキッズ、児童館、児童相談所、子供家庭支援センター、交番などと、可能な限り情報を共有し、状況に応じて連携した指導を行っていく。

⑥教職員の人権感覚の育成

- ・教職員の人権尊重の態度は、児童にとって重要な学習環境となる。また、安心感や自信を生み出す上で大事な影響を及ぼす。だからこそ、教職員は、自身の言動が児童の人権を侵害することがないように、常に意識していくようにする。

⑦いじめに関する授業の実施

- ・児童がいじめについて定期的に深く考えることができるように、またいじめは絶対にいけないことを自覚できるように、道徳の時間、学級活動の時間などにおいて、年に3回以上「いじめに関する授業」を実施する。土曜授業プランなどに位置づけるなどして、年に1回以上公開する。

6 いじめの早期発見・早期対応

(1) 児童の実態把握

全教職員で児童の様子に注意を払い、朝の登校指導、健康観察、日記、休み時間、持ち物などを通し、児童の表情や様子を把握し、日々児童理解に努める。

①観察

- 日常生活と比べ、表情や言動に変化がないか注視する。
 - ・理由のはっきりしない欠席や遅刻はないか。
 - ・落ち着かない、おどおどしている様子はないか。
 - ・一人孤立している様子はないか。
- 学級の雰囲気注目する。
 - ・全体に無気力感は漂っていないか。
 - ・一部の児童を中心に、対立や享樂的な雰囲気はないか。
 - ・素直に自分を表現できているか。
 - ・気持ちよい挨拶をすることができているか。

○他の子供と違った言動や表情に注目する。

- ・ペアやグループをつくるとき、最後まで残ってしまう児童はいないか。
- ・友達からの声かけや挨拶が少ない児童はいないか。

○特定の児童への対応の違いに注目する。

- ・失敗するとやじられたり、笑われたりする児童はいないか。
- ・一緒にいる友達に、異常なほど気を遣っている児童はいないか。
- ・仕事や当番を押しつけられている児童はいないか。

②情報収集

担任は、面談・家庭訪問・連絡帳などを通して、積極的に保護者からの情報収集に努めるとともに、他の教職員や地域からの情報も大切に、児童理解に努める。

③調査

○アンケートの実施

ふれあい月間（6月・11月・2月）にアンケートを実施し、結果を学校・学年全体で共有し、必要に応じて児童と面談をする。

○スクールカウンセラーとの面談

5年生は年度初めに全員面談を実施し、児童把握に生かす。

（2）相談体制の充実

①教育相談

学級担任以外にも学年、学校長、副校長、養護教諭など、教職員の誰もが相談窓口であることを、学校便りや学年便りなどで保護者、児童に周知する。

②スクールカウンセラーとの面談

保護者・児童との面談を必要に応じて実施する。

相談室は開放し、いつでも相談することができる雰囲気をつくる。

面談日は特別支援コーディネーターが調整し、保護者に連絡する。

③保護者面談

1学期は地域巡り（家庭訪問）、2学期は個人面談（希望者は三者面談）を行い、保護者と情報を共有する。

④地域からの情報収集

- ・学校警察連絡協議会
- ・生活指導主任研集会
- ・PTA役員会

（3）家庭での見取りをお願いする。

- ・学校へ行きたがらない。
- ・持ち物を頻繁になくしたり壊れたりする。
- ・衣服を汚したり、傷をつけたりして帰宅する。
- ・口数が少なくなる。
- ・家族との接触を避け、一人でいることが多くなる。

- ・家族への八つ当たりや、反抗するなど、感情の起伏が激しくなる。
- ・家族に無断で金品を持ち出すようになる。
- ・食欲がなくなり、眠れないことが多くなる。
- ・携帯電話などに嫌がらせのメールが届く。
- ・近所で友達と会うとおどおどしたり、目を合わせなかつたりする。
- ・友達と遊んでいても、指示に従っている場面が多い。

7 いじめに対する措置

いじめを発見したりその疑いがあったりするときは、学級担任だけの対応ではなく、全教職員で対応に当たる。

(1) いじめ対策委員会の開催

学校長の指導のもと、事案に応じて委員を招集し、会議を開催する。

(2) 情報収集による全体像の把握

被害児童だけでなく、加害児童、周囲の児童、保護者などから状況の聞き取りをし、記録を取り、一元化し、いじめの事実・背景を整理していく。

(3) 解決に向けた支援と指導

①いじめられている児童に

- ・信頼関係ができていない教職員が対応にあたる。
- ・児童の思いを全て受け止める。
- ・「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。
- ・良い点を認め、自信をもたせる。
- ・児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプランを立てる。
- ・心のケアや、安全確保を全教職員で行う。

②いじめている児童に

- ・事実関係、背景、理由などを確認する。
- ・不満などの訴えを十分聴く。
- ・実態の深刻さを認識させ、いかなる事情があってもいじめは許されないことを伝える。
- ・安易な謝罪だけで終わらせず、いじめられる辛さや痛みを理解させる。
- ・課題解決のための援助を継続的に行う。

③いじめられている子の保護者に

- ・事実を正確に伝える。
- ・学校はいじめられている児童を守るという姿勢を示す。
- ・連携を密に取る。
- ・学校側の取組方針、具体策をしっかりと伝え、理解を得る。

④いじめている子の保護者に

- ・事実だけをしっかりと伝える。
- ・保護者の心情を理解し、家庭でも学校と足並みをそろえた指導を行ってもらえるように協力を得る。

⑤周囲の児童に

- ・ 具体的事実を明確にして話し合う。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりしたことは、いじめているのと同じであることを理解させる。
- ・ 勇気ある行動ができなかった自分を振り返り、再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
- ・ いじめられた児童に共感できるように働きかけていく。

⑥関係機関との連携

- ・ 区教育委員会への報告、連絡を確実にし、指導のもと各関係機関と連携を密にする。

いじめ110番 S T A R T 板橋フレンドセンター 板橋区教育委員会教育相談所

など

(4) 経過観察と再発防止に向けて

①継続的な経過観察による追加支援

解決したと思っていたことが継続していたり、被害児童が代わっただけであったりということもあり得る。保護者と連携しながら児童の経過観察をし、必要に応じて面談や委員会開催をし、追加支援策を再検討する。

②再発防止・未然防止に向けた指導体制の点検

学校全体のいじめの再発防止・未然防止に向けた指導体制を見直し、実態に合った体制を再構築していく。

8 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(1) 未然防止

インターネットや携帯などによる危険性やトラブルについて、最新の情報を収集し、児童、保護者、地域への意識向上を図る。

ゲーム機や音楽プレイヤーなどからもインターネット接続は可能であり、LINE、フェイスブック、チャットなどを容易に利用できる環境にあることを、学級指導、保護者会などで伝えていく。学校、家庭それぞれで話し合い、SNSルールを策定する。

(2) 早期対応

児童の会話や様子に注意したり、アンケートをとったりすることで実態を把握する。

使用のマナーの確認や、ルール作りを各家庭でも話し合っていくことの大切さを周知していく。

(3) インターネットによるいじめが発覚したときの対処

インターネットによるいじめを認知したときは、書き込みの削除などの迅速な対応を行い、状況によっては警察にも相談する。

インターネット上の誹謗中傷は、人権侵害であり、犯罪であることをしっかり指導する。

被害児童との人間関係を含め、その背景に当たることをつかみ、指導にあたる。

児童と保護者と協議する場を設け、今後のインターネットの利用の仕方についての指導を行う。

9 重大事態への対処

児童の生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあると認められたときや、いじめにより、相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、「都教委いじめ総合対策」などに基づいた対応を確実に行う。

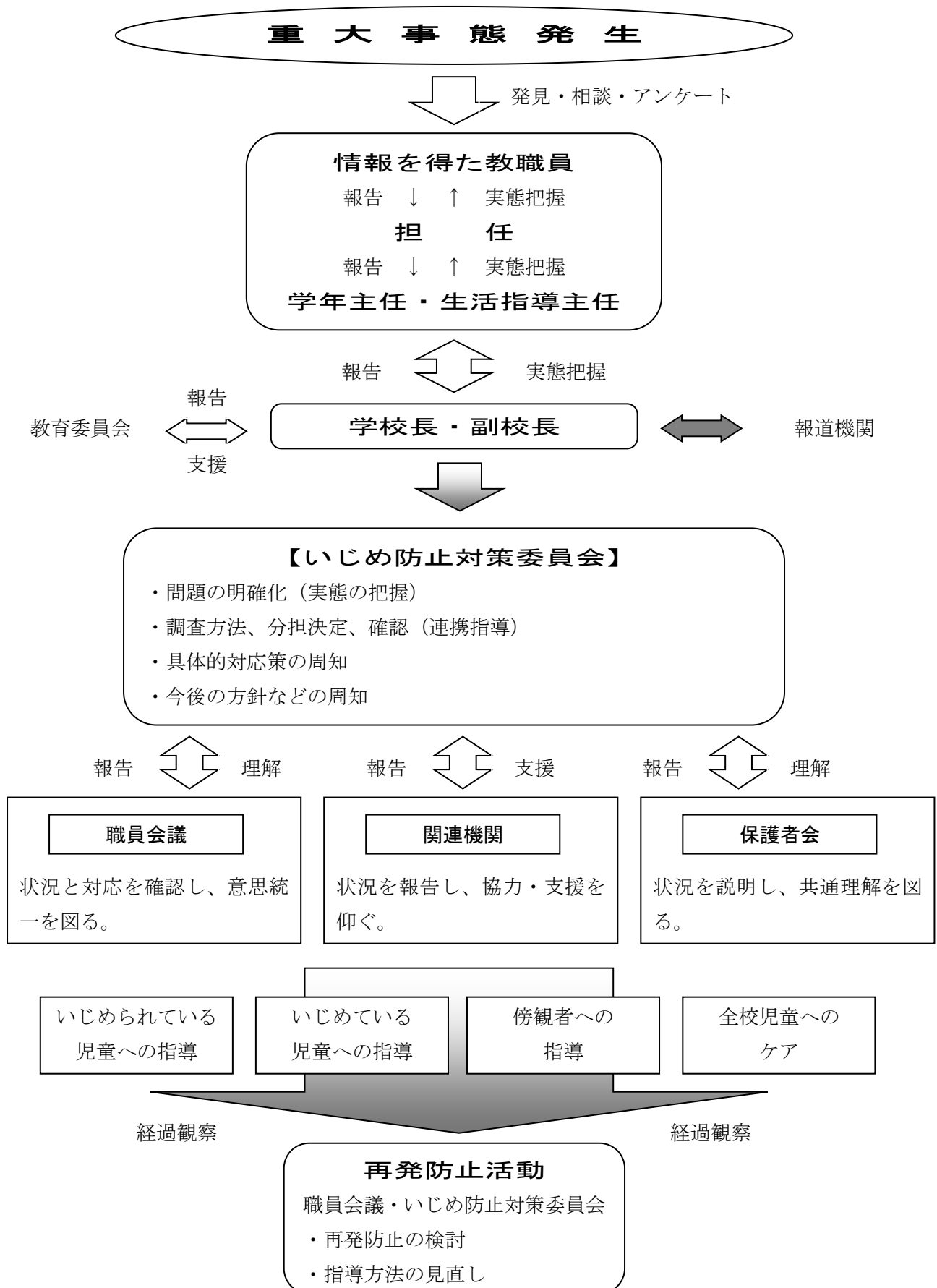
* 重大事態…○児童が自殺を企図した場合

- 身体に被害を負った場合
- 金品に被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 長期期間欠席、または遅刻早退を繰り返した場合
- 教室に入ることができず、学級（学年）の友達との関わりを拒み、保健室登校が続く場合

児童や保護者から、重大事態に至ったという情報が入ったときは、

- ・いじめ防止委員会で情報の収集をし、共有を行う。
- ・学校長は、いじめの事実の確認をし、結果を教育委員会に報告する。
- ・命に関わる事態が発生したときは、教育委員会と連絡を取り、関係機関や警察に支援を求めることとし、保護者へはその旨を説明し、理解を得ることが大切である。
- ・学校長は、いじめを受けた児童や、その他の児童が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、いじめを行った児童に対し、懲戒を加えることができるものとする。それに関わる意見を教育委員会に具申する。
- ・学校長は、被害児童、加害児童及びその保護者に対し、調査結果を適切に提供するとともに、事実解決に向けた具体的な取組を伝え、関係者全員で心のケアにあたる。

重大事態発生時の緊急マニュアル



年間計画

月	取組内容
4	「いじめ防止対策基本方針」の確認
5	地域巡り（家庭訪問）
6	ふれあい月間（アンケート） いじめに関する授業実施（学校公開）
7	保護者会にていじめ防止取組の説明 アンケート分析、対応策検討
8	いじめ防止研修会（教職員）
9	保護者会にて夏休み中の児童の実態把握・情報収集
10	「いじめ防止基本方針」の見直し
11	ふれあい月間（アンケート） いじめに関する授業
12	アンケート分析、対応策検討・見直し 個人面談や保護者会で情報収集・共通理解
1	保護者会にて冬休み中の児童の実態把握・情報収集
2	ふれあい月間（アンケート） いじめに関する授業
3	アンケート分析、対応策検討・見直し
毎月	いじめ問題行動不登校委員会開催